

事 務 連 絡

令和元年 8 月 8 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部土木管理局土木管理課長
(公 印 省 略)

「社会保険加入促進宣言企業」の募集について

県では建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築を目的に、国及び県内建設業団体等と連携して社会保険への加入指導等の対策を行ってきたところです。

その結果、本県における社会保険加入率は上昇しており、着実に効果が表れているところですが、この取組みをさらに徹底し、より地域に根差した取組としていくために、7月1日に県内の建設企業等にお集まりいただき「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」を四国地方整備局と共催で開催し、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(別紙)の採択が行われました。

当地域会議では、行動基準を遵守する企業を『社会保険加入促進宣言企業』として募集しておりますので、行動基準の順守を宣言いただける場合には、別紙「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要な事項を記載のうえ、8月20日(火)を目途に、四国地方整備局まで直接お申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、お申込みいただきました企業には、四国地方整備局より、社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、四国地方整備局HPにおいて宣言企業リストの形で公表するほか、ステッカー、ポスター等を提供させていただくこととしております。

令和元年 7月 2日
四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課

社会保険加入に積極的に取り組む愛媛県内の建設企業等を対象とした
『社会保険加入促進宣言企業』を募集いたします！

昨日（7月1日）、社会保険加入に積極的に取り組む愛媛県内の建設企業等にお集まりいただき、「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」※1を開催し、別紙のとおり、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。つきましては、当会議として、『社会保険加入促進宣言企業』を募集いたしますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

※1 「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」

本会議は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組として、地域レベルでの取組への理解を広げ、更なる加入促進につなげることを目的に、社会保険の加入に積極的に取り組む愛媛県内の建設企業等を対象として、7月1日に開催されました。なお、「社会保険加入推進地域会議」については、四国管内では、香川県（平成30年3月1日開催）、高知県（平成30年9月18日開催）、徳島県（平成30年12月10日開催）に続いて、4県目の開催となります。

1. 対象者

- ・愛媛県内に拠点を置く建設企業
- ・愛媛県内での施工実績を有する建設企業

※法人、個人事業主は問いません。

※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

2. 申込

別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、~~令和元年7月31日（水）までに~~、FAXにてお申し込みください。

令和元年8月20日（火）を目途に

3. その他

募集締切後、「社会保険加入促進宣言企業」としてリストアップを行い、令和元年8月に四国地方整備局のホームページ上で公表を予定しております。なお、「社会保険加入促進宣言企業」の皆様には、社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスターを配布いたします。



【ポスター】



【ステッカー】

希望者には別途、電子データを提供いたします。電子データは、各企業で名刺、企業パンフレットなどにご活用いただけます。

【問い合わせ先】

【愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局】

国土交通省 四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課長 相澤 洋
建設専門官 四宮 幸一

TEL : 087-811-8314 (内線6121、6144)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

令和 年 月 日

会社名

代表者

所在地 〒

【送付先・問い合わせ先】

愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局
(四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314